

平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 14 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	地盤調査			No. 1～No. 12 のボーリング調査の時期は、昭和 32 年頃と考えてよろしいでしょうか	結構です。
2	地盤調査			No. 1～No. 12 のボーリング調査の孔口標高と現状の敷地高低測量結果では、地表面の標高が異なっていると思われる地点があります。空堀の中等はボーリング調査以降 土砂が堆積したと考えてよろしいでしょうか。	地盤調査資料については、平成 15 年 3 月に昭和 32 年 5 月製図の「名古屋城建設工事」の図面を基に、複製したものです。昭和 32 年製図の図面から標高を読み取ることが困難であったため、各ボーリングの孔口標高を水位が同レベルと仮定して、算出しております。参考に昭和 32 年当時の地盤調査資料を提供します。 また、昭和 32～34 年の現天守閣の再建工事の際に、空堀内を均すために土砂等を盛っている可能性もありますが、詳細は分かりません。

3	地盤調査			同上範囲（ボーリング調査以降 土砂が堆積したと考えられる部分）については、史跡対象外と考えてよろしいでしょうか。	史跡対象内です。史跡内は全て現状変更許可申請の対象区域となります。発掘調査等が必要であるかどうかは、ボーリング調査を行い遺構面深さの確認を行ったうえで判断します。業務要求水準書 8 頁その他、下記事項による③を参照してください。
4	石垣			天守台、小天守台および、その周辺の空堀の石垣の基礎底レベルが判別できる資料がありましたらご提示ください	基礎底レベルが分かる資料はありません。
5	天守台			昭和 34 年竣工の現状の天守閣築造時に、基礎・ケーソン施工用に天守台内の地盤を掘削した範囲は、史跡範囲内とみなす必要はないと思われませんが、その範囲と深さ方向断面をご指示ください。	史跡範囲内であり、現状変更許可申請を行う必要があります。また、当時の掘削面の範囲等について分かる資料はありません。
6	小天守台			昭和 34 年竣工の現状の天守閣築造時に、基礎・ケーソン施工用に天守台内の地盤を掘削した範囲は、史跡範囲内とみなす必要はないと思われませんが、その範囲と深さ方向断面をご指示ください。	質疑 5 に同じです。
7	天守台			ケーソンおよび基礎の配置図を提示ください	天守台のケーソン及び基礎の配置にかかる資料につきましては、既に提供している参考資料 4 の No67 「基礎配置一般図及配筋図」のみです。
8	小天守台			ケーソンおよび基礎の配置図を提示ください	小天守台のケーソン及び基礎の配置にかかる資料につきましては、既に提供している参考資料 4 の No88 「基礎配置、一般図」のみです。

平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 15 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1				名古屋城敷地北側の名城公園の敷地の一部を工事仮設ヤードとして使用する場合の手続き(許可までの日数、条件、借地料等)についてご教示をお願いします。	工事等により公園を使用する場合には都市公園法の許可が必要となります。業務要求水準書第 3 章第 2 節「主な設計条件」の仮設計画で指定している工食用進入路については、事業者による許可手続きは不要となり、使用料の徴収はない予定ですが、それ以外の公園内敷地を使用する場合は事業者が都市公園法第 6 条に基づく占用の許可を取得していただく場合があります。この場合の許可使用料は 730 円 (/m <sup>2</sup> ・月) です(平成 28 年 1 月現在)。 また、許可にあたっては事前に具体的な協議を行い、許可の可否の判断を受けることとなります。協議が整った後の申請における標準的な処理期間は、土日祝を除いた 20 日程度となります。

2	業務要求水準書	6-8	第1章 第4節 1-(6)	<p>既存天守閣の解体工事に着手するには、解体工事のみで現状変更許可を受ければ良いのでしょうか。再建工事まで含めて現状変更許可を受けなければ、解体工事に着手できないと考えるべきでしょうか。ご教示をお願いします。</p>	<p>現状変更許可申請については、工程計画に基づいて、現状変更に係る範囲を文化庁と協議を行った上で、手続きを行うこととなります。</p>
---	---------	-----	---------------------	---	--

平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 20 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	実施説明書	1	1.(3)イ (イ)	設計業務の契約は、最短でいつを想定すればよろしいでしょうか。	実施説明書の通り、議会において承認された場合は概ねその翌月に契約となります。来年度早期の議会となると考えます。
2	実施説明書	1	1.(3)イ	工事施工の契約は、業務要求水準書 3P に記載の工事施工業務全てを一括で行うと考えればよろしいでしょうか。	工事施工業務について、工期・工程は今回の提案事項であり、工事契約についても提案内容によるものと考えます。
3	実施説明書	16	18.(4)ア	工期の遅れが確実になった場合には、契約の締結をしないことがある。とありますが、工期の遅れが確実になった場合で、契約を締結するのは、どのような場合を想定されているのでしょうか。	天守閣の完成期限につきましては、今回の技術提案の必須項目となりますので、工期の遅れが確実になった場合は原則として、契約の締結を行いません。ただし、工期の遅れが受注者の責に帰さない場合は、本市との協議によるものと考えます。

4	実施説明書	3	1.(7)	平成 28 年 4 月以降の手続きの中の「設計業務の完了」というのは、業務要求水準書 3P に記載の設計業務の内容全てが完了した時点と考えればよろしいでしょうか。	実施説明書の通り、基本的には価格等の交渉が終了し、最終設計図が決定した時点となります。なお、業務要求水準書 3 頁第 2 章第 1 節 1(2)の業務も(1)設計業務に含まれます。
5	業務要求水準書	8	第 2 章 第 4 節 1.(6) その他、 下記による①	文化財保護法による現状変更許可は、名古屋市様からの提出になると思いますが、本事業を受託した者が名古屋市様へ書類を提出してから、どの程度の期間で現状変更がおりると考えればよろしいでしょうか。	現状変更の手続き期間については一律ではありませんが、参考として本丸御殿復元工事における手続き期間等をお示しします。各手続きの前には事前調整等の期間が必要となります。 <b>【現状変更許可】</b> 平成 18 年 12 月 第 1 回復元検討委員会 平成 19 年 3 月 第 2 回復元検討委員会 平成 19 年 7 月 第 3 回復元検討委員会 平成 19 年 9 月 現状変更許可申請 平成 19 年 11 月 現状変更許可
6	業務要求水準書	8	第 2 章 第 4 節 1.(6) その他、 下記による②	文化庁における「復元検討委員会」の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了解が得られれば、実施設計段階では、文化庁における「復元検討委員会」の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか。	結構です。
7	業務要求水準書	9	第 3 章 第 2 節 ①	有識者による復元検討委員会の開催は、本事業を受託した者が主催するという考えでよろしいでしょうか。	第 3 章第 2 節①で説明している有識者等による復元検討会につきましては、受託者が主催するということで結構です。

平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 20 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	実施説明書	2	1. 事業概要(4) 事業期間	平成 32 年 7 月 31 日までの標準工程があれば、お示してください。	工程は提案事項であり、標準工程はありません。
2	実施説明書	2	1. 事業概要(4) 事業期間	不測の事態により、事業期間内に完成出来ない場合の罰則規定等は、名古屋市工事請負契約約款第 41 条が適用されると考えてよろしいでしょうか。	受注者の責に帰すべき事由による場合は、名古屋市工事請負契約約款第 41 条の適用を受けます。
3	実施説明書	12	11. 価格等の交渉	工期を厳守するにあたり、木材を早期に手配する必要があります。万が一、価格交渉が成立しなかった場合は、手配済みの材料は業者からの取得価格にて名古屋市が買い取る事としてよろしいでしょうか。	実施説明書 2 頁 1. (3). イ(ウ)損害賠償に記載があるように、本事業手続きの参加に要した費用については、損害賠償請求の対象としません。また、契約前の段階で要した費用については、本市として支払うことは出来ません。 木材の調達は提案事項と考えます。

4	業務要求水準書	3	第2節 (1)(2)	金鯨は現状天守のものを工事中に保存し、復元工事にて再利用するものと考えてよろしいですか。新設する場合は木造天守時の仕様による復元と考えてよろしいですか。	新設と考えますが、詳しい仕様については、今後の検討内容によります。
5	業務要求水準書	9	第3章 第2節③ 現天守閣	解体工事において、既存大天守・小天守内収蔵の展示物・重要文化財以外で解体工事時に保管する物（例：瓦など）があればご指示ください。またあれば、その保管場所についてご指示ください。	「技術提案書の審査基準」における3.(2) 評価項目及び評価基準 施設計画 現天守閣の記憶を後世に伝える方策で提案事項となっております。
6	業務要求水準書	10	第3章 第2節⑥ 消防法及び名古屋市火災予防条例	既存名古屋城の防災計画をいただけないでしょうか。	了解しました。
7	参考資料8			参考資料8に名古屋城天守閣整備事業特記仕様書がありますが、参考資料22名古屋城本丸御殿復元工事特記仕様書のような詳細な特記仕様書を頂けないでしょうか。	詳細な仕様書作成は今回の設計業務対象となります。
8	技術提案書作成要領	—	2(2)② 概算事業費 ③工程計画	概算事業費、工程計画設定に必要な石垣積直し予定範囲を教えてください。決まっていない場合は積直し範囲の設定基準等があれば御教授願います。	現段階において、石垣を積直す範囲は決まっておりません。 大・小天守台等の調査を行い、石垣の現状確認をした後に文化庁との協議を踏まえて、積直し、現状維持の判断を行うこととなります。解体修理（積直し）となる範囲の考え方につきましては、「石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課 監修）」106頁～等を参考としてください。



9	技術提案書作成要領	—	2 (2) ② 概算事業費 ③工程計画	石垣積直しに際に発生する石材の交換についてはどのような基準で考えれば良いか教えてください。	石垣積直しにおける石材の交換につきましては、解体後に目視・打音調査等で石材の割れや強度を確認した上で判断することとなります。 「石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課 監修）」等を参考としてください。
10	技術提案書作成要領	—	2 (2) ⑥ 構造計画	具体的に記述すること。として、耐震計画（免震工法、制振工法、耐震工法）とありますが、そのうちのいずれかの工法のための提案でよろしいでしょうか。	結構です。
11	その他			文化庁並びに諸官庁への申請・協議が必要であるが、概ねどれくらいの期間を見込めばよろしいでしょうか。	手続き期間については一律ではありませんが、参考として本丸御殿復元工事における手続き期間等をお示しします。 各手続きの前には事前調整などの期間が必要となります。（建築基準法の適用除外の場合は防災評定・構造評定なども含む。） <b>【現状変更許可】</b> 平成 18 年 12 月 第 1 回復元検討委員会 平成 19 年 3 月 第 2 回復元検討委員会 平成 19 年 7 月 第 3 回復元検討委員会 平成 19 年 9 月 現状変更許可申請 平成 19 年 11 月 現状変更許可 <b>【建築基準法第 3 条第 1 項第 4 号適用除外手続き】</b> 平成 19 年 2 月 29 日 認定申請 平成 19 年 3 月 31 日 認定

12	その他		<p>現在の天守再建時には天守台上部の石垣を解体し作業を進めている記録写真があります。今回工事に際してこの部分の石垣の解体は可能でしょうか教えてください。</p>	<p>天守台石垣については、特別史跡を構成する重要な遺構です。石垣解体の判断につきましては、現状変更許可申請が必要であり、文化庁との協議によります。</p>
----	-----	--	---	--

平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 21 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	業務要求水準 書	P 15	6. (2)	石垣の調査範囲をご明示願います。	大・小天守台のほか、工事作業範囲や仮設計画等において、石垣に影響を及ぼす範囲は全てとなります。
2	様式 8-5 他			「石垣を現状維持・保存対策する場合」の保存対策範囲をご明示願います。	明示します。
3	様式 8-6 他			「石垣を積み直しする場合」の積み直しの範囲をご明示願います。	現段階において、石垣を積み直す範囲は決まっておりません。 大・小天守台等の調査を行い、石垣の現状確認をした後に文化庁との協議を踏まえて、積み直し、現状維持の判断を行うこととなります。解体修理（積み直し）となる範囲の考え方につきましては、「石垣整備のてびき（文化庁文化財部記念物課 監修）」106 頁～等を参考としてください。

平成 28 年 2 月 2 日

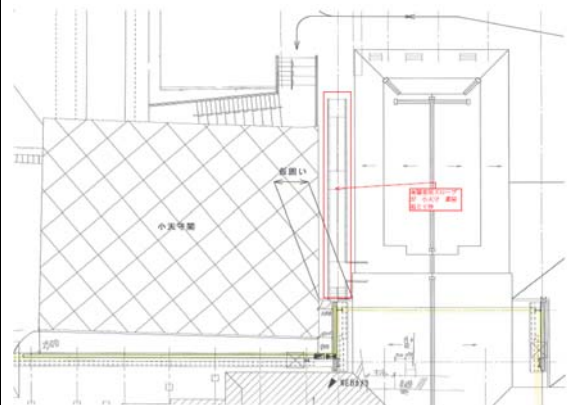
競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 22 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	第 3 回質疑回 答	P3	6	<p>本丸御殿 2 期工事部にあるスロープが小天守素屋根に設置予定の素屋根（仮設の屋根足場）に干渉致します。スロープは撤去可能と考えてよろしいでしょうか</p> 	<p>スロープについては現状維持を原則とするが、やむを得ず撤去する必要がある場合は、北側に仮設スロープを設置し、工事完了後、現状復旧とします。</p>

平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 21 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	業務要求水準書	6	第 3 章 第 1 節	木造復元した天守内部の用途を教えてください。活用計画がある場合は資料を提供ください。	現時点においては、木造復元した天守閣の内部観覧以外の活用計画はありません。
2	業務要求水準書	9	第 3 章 第 2 節 ③現天守閣	仮収蔵庫の設置は、文化財および展示物を最終的に名古屋城展示収蔵施設に保管する平成 30 年 6 月までの期間と考えてよろしいでしょうか。	展示収蔵施設について、平成 30 年 5 月末（予定）の完成後、2 年程度の待機期間が必要となります。（参考）「文化財公開施設の計画に関する指針」（平成 7 年 8 月 文化庁文化財保護部）において、建物内の空気環境を安定させるために、コンクリートの打設後から文化財の収蔵まで、二夏の経過又はこれに相当する環境の実現が望ましいとされています。
3	業務要求水準書	9	第 3 章 第 2 節 ③現天守閣	仮設建物・仮収蔵庫は近接地に建設するため、建築確認申請は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	関係法令に基づき審査機関と協議の上、必要な手続きを行ってください。

4	業務要求水準書	9	第3章 第2節 ③現天守閣	仮収蔵庫には24時間体制の警備は必要でしょうか？また、その計画がある場合は資料を提供ください。	すべての所蔵資料、寄託資料について、24時間体制の有人警備が必要となります。
5	業務要求水準書	9	第3章 第2節 ③現天守閣	工事見学ルートの警備員の配置は必要でしょうか？	見学者の安全が確保される措置が必要となります。
6	実施説明書	求める技術提案書	概算事業費	受注後、現状のケーソン基礎の使用可能性を判断したいと思いますが、使用の可否に応じて入札金額を複数提示することは可能でしょうか？	結構です。 記入様式については、後日、応募者全員に通知します。
7	参考資料1		敷地測量図詳細9	小天守横の本丸御殿上台所のスロープは、小天守の仮設および石垣工事と干渉するため撤去・新設と考えてよろしいでしょうか？その場合、別の場所にスロープ設置は必要でしょうか？この計画および現状のスロープの資料を提供ください。	スロープについては現状維持を原則とするが、やむを得ず撤去する必要がある場合は、北側に仮設スロープを設置し、工事完了後、現状復旧とします。
8	実施説明書	求める技術提案書	業務実施方針	概略の施工体制台帳、施工体系図の作成とありますが、契約前の技術提案の段階で、会社名、主任技術者等、どの範囲の事項まで記入すればよろしいでしょうか。	記載可能な範囲で極力詳しく記載してください。なお、応募された会社名等は記載しないでください。

平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 26 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	業務要求水準書	p. 10	③現天守閣	小天守閣内重要文化財仮収蔵庫及び大天守閣展示物仮収蔵庫は 24 時間恒温恒湿とありますが、例えば ○℃±△℃、●%RH±■%RH など上下限值を含めた温湿度の条件のご提示をお願いいたします。	温度 20℃±2℃、相対湿度 57%RH±5%RH となります。（基本的な要件は平成 7 年 8 月に文化庁文化財保護部が出している「文化財公開施設の計画に関する指針」の該当部分をご参照ください。）
2	技術提案書作成要領	—	2. (2)⑤ 基本図面	表中に「平面図（地層～5 層） 1/200 13 枚以内」とありますが、ご提供いただいた提供する昭和実測図 CAD データにある平面図の枚数と一致しません。市が想定している 13 枚の内訳をご教示ください。	平面図 9 枚以内、立面図 6 枚以内、断面図 4 枚以内に変更してください。
3	技術提案書作成要領	—	2. (2)⑤ 基本図面	表の欄外に「※史実に忠実な復元に対する内外部の変更を行う場合は明示すること」とありますが、変更箇所の明示のために用紙が不足する場合は表中の枚数を変更して図面を提示してもよろしいでしょうか。	用紙の追加は不可です。指定枚数内に納めてください。

4	業務要求水準書	p. 9	①史実に忠実な復元	受注者は「本市が方針を決定するために必要な資料等を作成」とありますが、どの部局のどのような手続きを指しているのでしょうか。期間とともに教えてください。	復元検討会において、復元方針を検討、決定するために必要となる全ての資料を指します。 (本丸御殿復元 基本計画書及び文化庁復元検討委員会資料 参照 名古屋城総合事務所にて閲覧可)
5	業務要求水準書	p. 9	①史実に忠実な復元	受注者は「本市が方針を決定するために必要な資料等を作成」とありますが、資料等とはどのような内容のものを想定すればよろしいのでしょうか。	質疑4に同じです。
6	業務要求水準書	p. 9	①史実に忠実な復元	受注者は「文化庁の「復元検討委員会」における審査のための報告書、現状変更申請の資料等を作成」とありますが、文化庁への申請者は名古屋市の担当部局と考えてよろしいのでしょうか。	結構です。
7	業務要求水準書	p. 9	①史実に忠実な復元	受注者は「文化庁の「復元検討委員会」における審査のための報告書、現状変更申請の資料等を作成」とありますが、名古屋市ではその協議開始から許可までの期間について、全体でどのように想定されているのか教えてください。	現状変更の手続き期間については一律ではありませんが、参考として本丸御殿復元工事における手続き期間等をお示しします。各手続きの前には事前調整等の期間が必要となります。 【現状変更許可】 平成18年12月 第1回復元検討委員会 平成19年3月 第2回復元検討委員会 平成19年7月 第3回復元検討委員会 平成19年9月 現状変更許可申請 平成19年11月 現状変更許可
8	業務要求水準書	p. 3	行政手続き	「文化財保護法に基づく現状変更許可の申請」とありますが、文化庁への申請者は名古屋市の担当部局と考えてよろしいのでしょうか。	結構です。



平成 28 年 2 月 2 日

競争加入者各位

## 回 答 書

名古屋市長 河村たかし

### 事業名 名古屋城天守閣整備事業

平成 28 年 1 月 26 日付けの説明書等に対する質問書について、以下のとおり回答します。

質問 番号	資料等名	ページ 番号	事項 番号	質 問 内 容	回 答
1	その他			事業期間中に木材料価格の高騰が生じた場合は協議と考えて宜しいでしょうか。	受注者から提示された技術提案を踏まえ、本市との協議となります。
2	その他			各層の小屋と外壁側の構造は実測図では不明確ですが、実測図以外にも資料がありましたら、頂けないでしょうか。	提供している資料以外はありません。今後、受注者・復元検討会等による調査・検討によります。
3	その他			千鳥破風と同妻壁は黒く塗装されていますが、明確な仕様を記されている資料がありましたら、頂けないでしょうか。	質疑 2 に同じです。